花巻市就学前教育振興会議設置要綱

（設置）

第１条　花巻市就学前教育プログラム（平成２１年５月１８日策定）に基づき、家庭、保育所・幼稚園・小学校及び地域が連携して就学前教育の振興を図るため、花巻市就学前教育振興会議（以下「振興会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　振興会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）家庭における教育力の向上に関すること。

（２）保幼小の連続性を考慮した保育・教育の充実に関すること。

（３）地域における子育て支援体制の充実に関すること。

（４）その他就学前教育の振興に関すること。

（組織）

第３条　振興会議は、次に掲げる者のうちから、委員１５人以内をもって組織する。

（１）公立及び私立保育園の園長及び保護者代表

（２）公立及び私立幼稚園の園長及び保護者代表

（３）小学校の校長及び保護者代表

（４）認可外保育施設の施設長

（５）教育振興運動推進協議会代表

（任期）

第４条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　振興会議に会長１名及び副会長２名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、振興会議を代表し、会務を総括し、振興会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　振興会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

３　会議は、原則として公開とする。

（庶務）

第７条　振興会議の庶務は、教育部こども課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成２１年６月８日から施行する。

この要綱は、平成２２年５月７日から施行する。

この要綱は、平成２６年５月１５日から施行する。